



家畜衛生だより

埼玉県熊谷家畜保健衛生所

住所 熊谷市円光1-8-30

電話 048-521-1274/FAX048-526-1063

(夜間・休日等は緊急携帯電話に転送)

E-mail k211274@pref.saitama.lg.jp

令和7年11月5日発行 (No.7-12)

飼養衛生管理基準が改正されました

主な改正点は以下のとおりです。

また、改正後の全文は農林水産省 HP に掲載されています。

右の QR コードからご確認ください。



全畜種共通

○飼養衛生管理マニュアルに「農場平面図」を追加 【施行日:令和7年10月1日】

農場平面図を飼養衛生管理マニュアルに記載するよう変更になりました。平面図には、衛生管理区域や出入口、消毒設備等を明記する必要があります。

家きん

○対象とする家きんにエミューを追加 【施行日:令和7年10月1日】

○農場敷地内の水場の野鳥飛来防止対策 【施行日:令和7年10月1日】

農場内の水場等は野鳥の誘引源となります。水抜きや防鳥ネット、テグス、忌避テープの設置等により、野鳥の飛来を防止しましょう。

○大臣指定地域における対策 【施行日:令和8年1月1日】

過去に高病原性鳥インフルエンザが複数回発生しているなど、鳥インフルエンザの発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域は大臣指定地域に指定されます。大臣指定地域では新たな対策が必要です。下記に示した対策はその一部です。なお、指定された地域の農場へは個別にお知らせします。

①指定地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には消毒命令が出るため、速やかに消毒薬の散布や塵埃対策が行えるよう備えておく。

②農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内の野鳥誘引防止対策を実施する。

手当金等の減額に決定に係る考え方 をお知らせします

家畜伝染病予防法により、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、家畜の所有者に対して手当金及び特別手当金が交付されます。

一方で、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者等に対しては、手当金及び特別手当金の全部又は一部を交付せず、又は返還させることとされています。不交付又は返還の対象者は、(1)飼養衛生管理の状況、(2)早期通報の実施状況、(3)まん延防止への協力等の状況を総合的に勘案して決定されます。

この度、農林水産省から「口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜に係る家畜の所有者に対して交付される手当金及び特別手当金」を決定する際の考え方方が示されました。

ポイントは以下のとおりです。詳細は右の QR コードからご確認ください。



考え方のポイント

- 飼養衛生管理の状況のうち、飼養する家畜に異状があるにもかかわらず家畜を出荷する等農場外への病原体の拡散を招く行為や、飼養衛生管理基準のうち、都道府県により指導・助言等が行われているにもかかわらず不遵守となっている項目については、減額事由として重視する。
- 高病原性鳥インフルエンザの発生事例では、早期通報の実施状況をより重視し、記録の備え付け等早期通報が果たされれば相対的に重要度の下がる項目については、比較的影響を小さく勘案する。
- 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の再発事例においては、繰り返しとなる飼養衛生管理基準の不遵守について、減額事由として重視する。
- 飼養衛生管理基準の不遵守項目が多数ある場合は、各項目毎の状況を積み上げることで減額事由として評価する。

【これまでの主な減額理由】

- 飼養衛生管理基準違反(衛生管理区域専用の衣服・靴の着用等の交差汚染防止対策不徹底など)
- 早期通報違反(死亡頭数の増加などの異常が確認されていたにもかかわらず、家保への通報が遅延)
- 虚偽報告(早期発見・まん延防止のために家保が実施する報告徴求の際に、虚偽の報告を実施)

家畜の所有者の皆様におかれましては、
改めて飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。